あなたが交通事故などでケガをして国民健康保険・後期高齢者医療を使って治療を受けた場合は、国保・後期の窓口へ届出を！

第三者行為による損害賠償請求のしくみ

第三者行為によるケガや病気の治療についても、国保や後期高齢者医療（以下「国保等」）を使うことができます。

その場合、本来、相手方（以下「第三者」）が負担すべき治療費を、国保、国保組合、後期高齢者医療広域連合（以下「保険者」）のいずれかが一時的に立て替え、後日、その治療費を第三者に請求することになります。

これを、第三者行為による損害賠償請求事務と呼んでいます。

被害者は、国保等を使って治療を受けた時には、必ず、保険者窓口に「第三者行為による被害（傷病）届」を提出しなければなりません。

■第三者行為には何があるの？

■届出に必要なものは？

①第三者の行為による被害届
②交通事故証明書（交通事故の場合）
　※自動車安全運転センターで発行しています。
　※物件事故扱いになっている場合は、⑥「人身事故証明書入手不能理由書」が別途必要になります。
③事故発生状況報告書
④念書（被保険者（被害者）が記入）
⑤誓約書（相手方（加害者）が記入）
⑥人身事故証明書入手不能理由書
⑦認印

※①、③、④、⑤、⑥の様式は保険者窓口で入手、または村ホームページからダウンロードできます。
※詳しくは保険者窓口へお問い合わせください。

■保険者は治療費を誰に請求するの？

加害者の車の任意保険や自賠責保険、施設賠償保険に請求します。

加害者が保険などに未加入であれば、加害者本人に請求します。